

こども未来局働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱

平成28年12月7日
28川こ庶第773号

(設置)

第1条 川崎市働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱（28川総人第1082号）

第7条第1項の規定に基づき、こども未来局働き方・仕事の進め方改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員の働く環境の整備に関する事。
- (2) 職員の働き方及び仕事の進め方への意識改革に関する事。
- (3) その他職員の働き方及び仕事の進め方等に関する事。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、こども未来局長をもって充てる。
- 3 副本部長は、総務部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(推進本部会議)

第5条 推進本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、総務部庶務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月7日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日29川こ庶第103号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日30川こ庶第77号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日30川こ庶第1129号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月17日31川こ庶第641号)

この要綱は、令和元年9月17日から施行する。

別表（第3条関係）

本部長	こども未来局長
副本部長	総務部長
本部員	<p>総務部庶務課長</p> <p>総務部企画課長</p> <p>総務部担当課長（監査担当）</p> <p>子育て推進部長</p> <p>子育て推進部担当部長〔保育所整備等〕</p> <p>子育て推進部担当課長〔人材育成〕</p> <p>子育て推進部担当課長（事業調整・待機児童対策担当）</p> <p>子育て推進部担当課長（幸区保育総合支援担当）</p> <p>子育て推進部担当課長（中原区保育総合支援担当）</p> <p>子育て推進部担当課長（高津区保育総合支援担当）</p> <p>子育て推進部担当課長（宮前区保育総合支援担当）</p> <p>子育て推進部担当課長（多摩区保育総合支援担当）</p> <p>子育て推進部担当課長（麻生区保育総合支援担当）</p> <p>子育て推進部担当課長（幼児教育担当）</p> <p>子育て推進部保育課長</p> <p>子育て推進部保育課担当課長〔保育支援・調整〕</p> <p>子育て推進部運営管理課長</p> <p>子育て推進部保育所整備課長</p> <p>子育て推進部保育所整備課担当課長〔民営化推進〕</p> <p>子育て推進部川崎区保育・子育て総合支援センター所長</p> <p>こども支援部長</p> <p>こども支援部こども家庭課長</p> <p>こども支援部こども保健福祉課長</p>

青少年支援室長

青少年支援室担当課長 [青少年育成]

青少年支援室担当課長 [子どもの権利]

青少年支援室担当課長 [施設指導・調整]

青少年支援室担当課長 [施設整備・企画]

児童家庭支援・虐待対策室長

児童家庭支援・虐待対策室担当部長

児童家庭支援・虐待対策室担当課長 [事業調整]

こども家庭センター所長

こども家庭センター副所長

こども家庭センター担当課長[心理・相談支援]

こども家庭センター担当課長[法的措置等支援]

こども家庭センター担当課長（専門）

中部児童相談所長

中部児童相談所副所長

北部児童相談所長